

陸連 20 発第 1076-3 号
2021 年 2 月 19 日

加盟団体・協力団体
専務理事・理事長 様

公益財団法人日本陸上競技連盟
専務理事 尾 縣 貢
競技運営委員長 鈴木 一 弘

道路競走における競技規則第 143 条 (TR5) の適用について (通知) (改訂)

平素は日本陸上競技界の発展にご理解ご協力を賜りまして感謝申し上げます。

さて、陸連 20 発第 1076-2 号(2021 年 1 月 25 日)付けでご通知申し上げました道路競走における靴底厚計測対象競技者のタイムにつきまして、30km の記載が欠落しておりました。恐れ入りますが、改めて下記の様にご通知申し上げます。

30km 競走は実施競技会が少ないため日本ランキングでも 200 位相当の記録はございません(男子 160 位、女子 130 位)。しかしながら世界陸連の記録サイトでは収集され掲載されておりますので、競技者の権利を保護する意味においても規則に準じた競技結果を送付すべきと考えております。何とぞご理解・ご協力をお願い申し上げます。

記

靴底厚計測対象競技者のタイム (参加資格記録 or 当日達成記録)

※学生・一般を対象とした陸連公認道路競走(WA 公認コース)での靴底厚計測対象記録

	5km	10km	15km	10Mile	20km	30km	100km
男	14:30	28:50	45:00	49:00	1:00:20	1:36:00	すべて
女	16:00	35:00	53:00	57:00	1:13:00	2:00:00	すべて

(注 1) 日本ランキング 200 位相当

(注 2) 中高生対象/普及目的の 5km、10km といったレースは対象外とする。

以上